

建設系マニフェスト

「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた

建設六団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

水銀廃棄物の処理について、廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

これにより水銀使用製品産業廃棄物の処理基準・保管基準が定められるとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる廃棄物を処理委託する場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務づけられました。

今後、建設系マニフェストの管理型品目欄に「18 水銀使用製品産業廃棄物」を追記したものを販売しますが、**現行の建設系マニフェストは今まで通り使用できます。**

現行のマニフェストを使用して「水銀使用製品産業廃棄物」を処理委託する場合は裏面の【記入方法】をご参照下さい。

水銀使用製品産業廃棄物の取扱について（追加される主な基準）

「水銀使用製品産業廃棄物」とは環境省令で定められた、蛍光ランプ、HID ランプ等水銀使用製品が廃棄物となったもの。

■処理の委託

水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬／処分業許可業者に委託する。

■委託契約書及びマニフェスト

産業廃棄物の種類(ガラスくず、金属くず等)の欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

■保管場所

その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける（容器の使用）等必要な措置を講ずる。

掲示板には産業廃棄物の種類(ガラスくず、金属くず等)と水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

■収集運搬時

破碎しないように取扱い、他の廃棄物と区分（ドラム缶、専用容器等を使用）する。

■安定型埋立処分の禁止

【記入方法】

① 産業廃棄物の種類

「04 ガラス・陶磁器くず」「06 金属くず」に○印を記入（数量は記載しない）

*自治体によっては、「05 廃プラスチック類」等にも該当する場合がありますので確認すること

② 管理型品目欄

「17 石綿含有産業廃棄物」の下に「水銀使用製品産業廃棄物」を追記し、数量を

記入 *文字の大きさは8ポイント(約3mm)以上必要なため2行使用

③ 形状

「1 固形状」に○印を記入

④ 荷姿

使用している容器に従い「3 ドラム缶」に○印、もしくは「専用容器」「段ボール箱」等を空欄に追記

⑤ 追加記載事項欄

具体名等を記入（例：蛍光ランプ ドラム缶 10個、専用コンテナ 2個）

【記入例1】

産業廃棄物の種類 (単位:t, Kg, m ³)								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3液状	③ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物					4袋
④ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				
⑥金属くず				16 混合 (管理型含む)							

追加記載事項

蛍光ランプ ドラム缶10個

【記入例2】

産業廃棄物の種類 (単位:t, Kg, m ³)								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物					4袋
④ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							専用容器
⑤廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				
⑥金属くず				16 混合 (管理型含む)							

追加記載事項

蛍光ランプ 専用コンテナ 2個

お問合せ先

建設マニフェスト販売センター

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階

TEL:03-3523-1630 FAX:03-3523-1639

HP/ <http://mani.gr.jp/>